

岐阜地方裁判所本庁の売却スケジュールでは、

令和2年8月4日入札開始分から制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

令和2年8月4日入札開始分※から入札時に  
下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

※農地は令和2年10月6日入札開始分から

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

**住民票**

(個人の場合)

**資格証明書**

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

**宅地建物取引業の免許証の写し** (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

岐阜地方裁判所執行官室 ☎058-263-4231

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月18日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 山 本 稔

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 4月 7日 午前 8時30分から 令和 8年 4月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月21日 午前10時00分 場 所 岐阜地方裁判所不動産売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月 7日 午前10時30分 場 所 岐阜地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 8年 4月28日 午前10時00分から 令和 8年 4月28日 午後 0時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月18日から当庁執行係書記官室(1階)に備え置きます。	





## 物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 可児郡御嵩町御嵩字萩田                      |
|   | 地 番   | 952番23                           |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 201.47平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 可児郡御嵩町御嵩字萩田952番地23               |
|   | 家屋 番号 | 952番23                           |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造・セメント瓦葺2階建                     |
|   | 床 面 積 | 1階 73.08平方メートル<br>2階 51.32平方メートル |



## 物 件 明 細 書

令和 8年 1月16日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 山 本 稔

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

---

---

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 可児郡御嵩町御嵩字萩田                      |
|   | 地 番   | 952番23                           |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 201.47平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 可児郡御嵩町御嵩字萩田952番地23               |
|   | 家屋 番号 | 952番23                           |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造・セメント瓦葺2階建                     |
|   | 床 面 積 | 1階 73.08平方メートル<br>2階 51.32平方メートル |



令和7年(ケ)第126号  
令和7年10月23日受理  
令和7年11月26日提出

# 現況調査報告書

岐阜地方裁判所

執行官 恒川 進

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 可児郡御嵩町御嵩字萩田                      |
|   | 地 番   | 952番23                           |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 201.47平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 可児郡御嵩町御嵩字萩田952番地23               |
|   | 家屋 番号 | 952番23                           |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造・セメント瓦葺2階建                     |
|   | 床 面 積 | 1階 73.08平方メートル<br>2階 51.32平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
<b>土地</b>	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件 ) □ (物件 )
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は、「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
<b>建物</b>	物件2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる □種類： □構造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類： 構造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を居宅(空き家)として占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある { 地方裁判所 支部 平成 年( ) 第 号 保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■B (破産管財人 弁護士)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 私は、物件1, 2土地建物(以下「本件物件」という。)の所有者Aの破産管財人でしたが、破産裁判所の許可を得て破産財団から放棄しました。</li><li>2 物件2建物内では犬を飼っていたと思います。</li><li>3 物件1土地は、境界で問題になったということは聞いていません。</li></ol>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

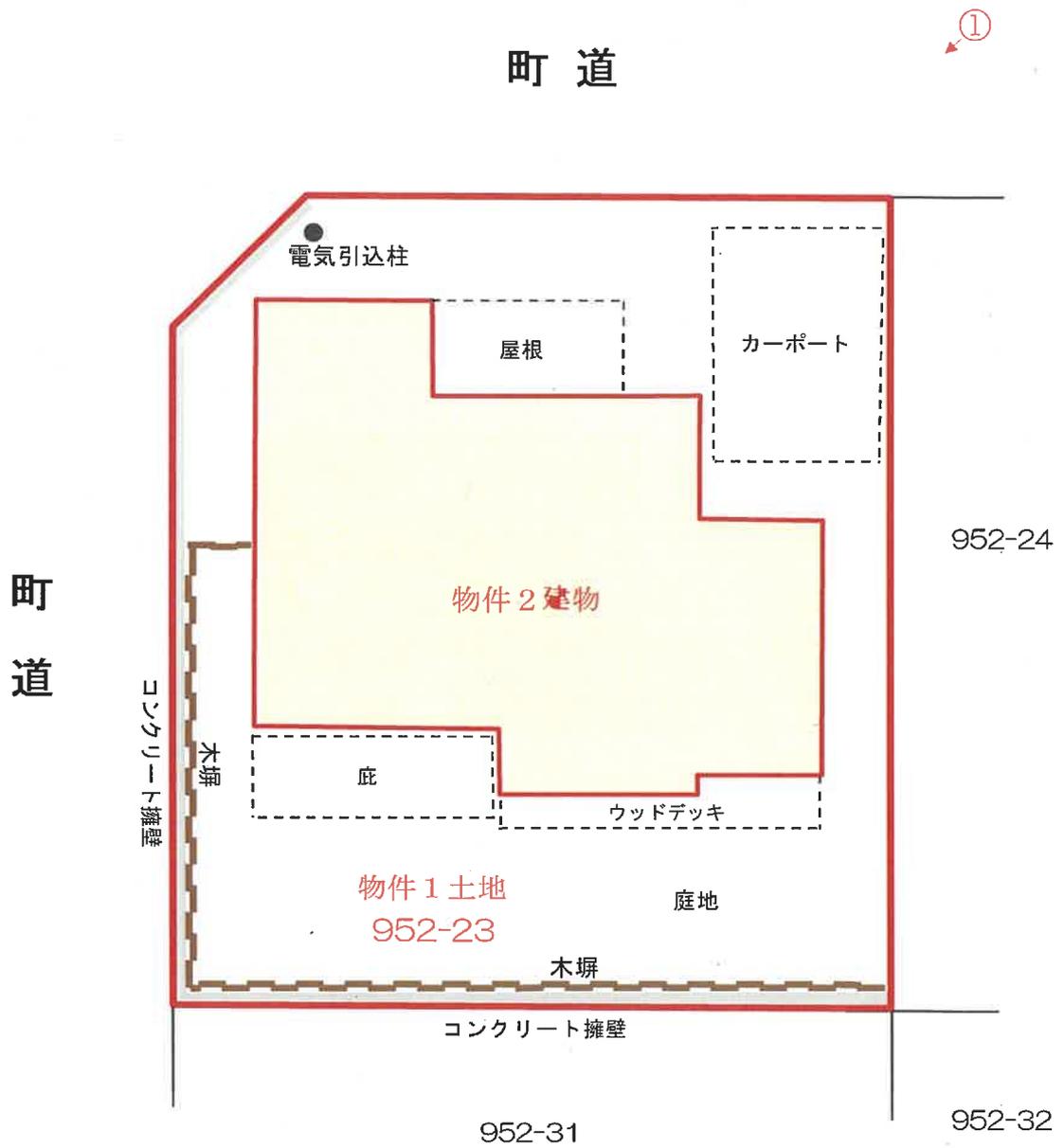
- 
- 1 本件物件の状況は、別紙土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりであり、物件1土地の概ね北側及び西側が、それぞれ町道に接しており、同土地上に物件2建物が建てられている。なお、物件1土地には、土地定着性は認められるが外気分断性に欠けるカーポート（工作物）及びウッドデッキ（工作物）、屋根（工作物）、庇（工作物）が存在する。また、同土地上に電気引込柱が1本存在する。
  - 2 物件2建物は、関係人の陳述及び現認した状況から、所有者が居宅（空き家）として占有している。第三者が占有する徴表は認められない。
  - 3 物件2建物の2階部分の南東側の部屋と北西側の部屋の壁に損傷箇所が確認できた。（写真10～12参照）
  - 4 物件1土地の境界については、同土地に関する地積測量図が存在すること、関係人の陳述及びその他現認した同土地の形状、隣地や道路との境界付近の状況から、概ね明らかになっているものと思料する。
  - 5 他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年10月24日(金) 9:00-9:10	岐阜地方法務局	公函等の写し, 土地建物登記事項証明書申請
7年10月24日(金) 16:20-16:45	目的物件所在地	目的物件確認, 調査, 外観写真撮影
7年11月5日(金) : - :	多治見支部執行官 室	破産管財人Bより目的建物の鍵の借用 (11/20 鍵返還)
7年11月18日(火) 13:45-14:25	目的物件所在地	目的物件確認, 調査 室内立入調査・写真撮影 (評価人同行)
<p>(特記事項)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和7年11月18日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 破産管財人より鍵を借用し, 同人の了解を得て目的物件に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち合わせ, 解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図(概略)



←○は写真撮影位置・方向



- ・ 図面と現況の相違がある場合は現況優先です。
- ・ 図面作成にあたっては、現地調査を行い入手可能な図面を参考に作成した概略の配置図であり、境界を表示するものではありません。

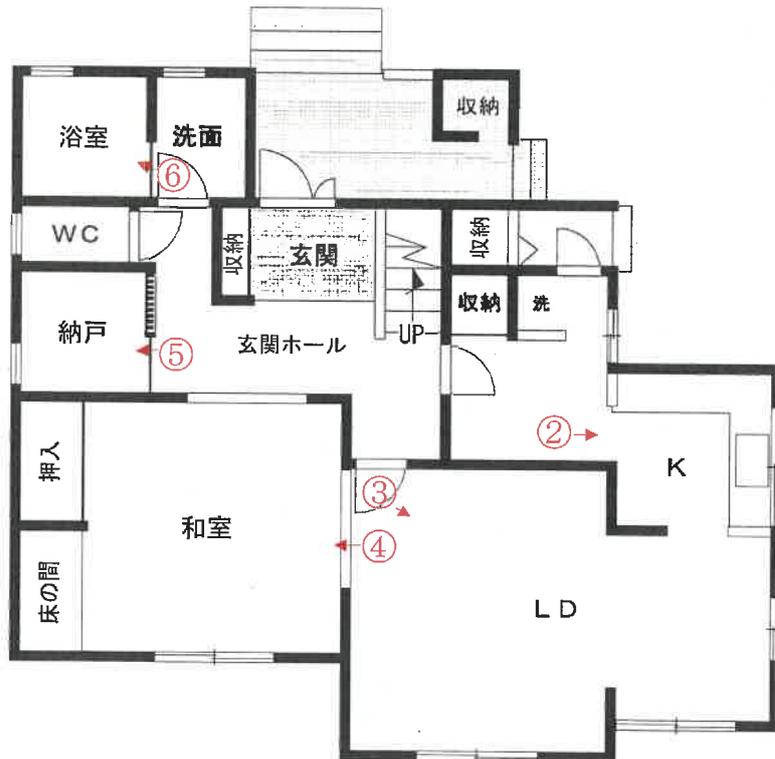
# 建物間取図(概略)

物件 2 建物

2階



1階



←○は写真撮影位置・方向.



・ 図面と現況に相違がある場合は、現況優先です。

写真1

カーポート（工作物）

物件2建物



物件1土地

写真2

物件2建物

1階室内



写真3

物件2建物

1階室内



写真4

物件2建物

1階室内



写真5

物件2建物

1階室内

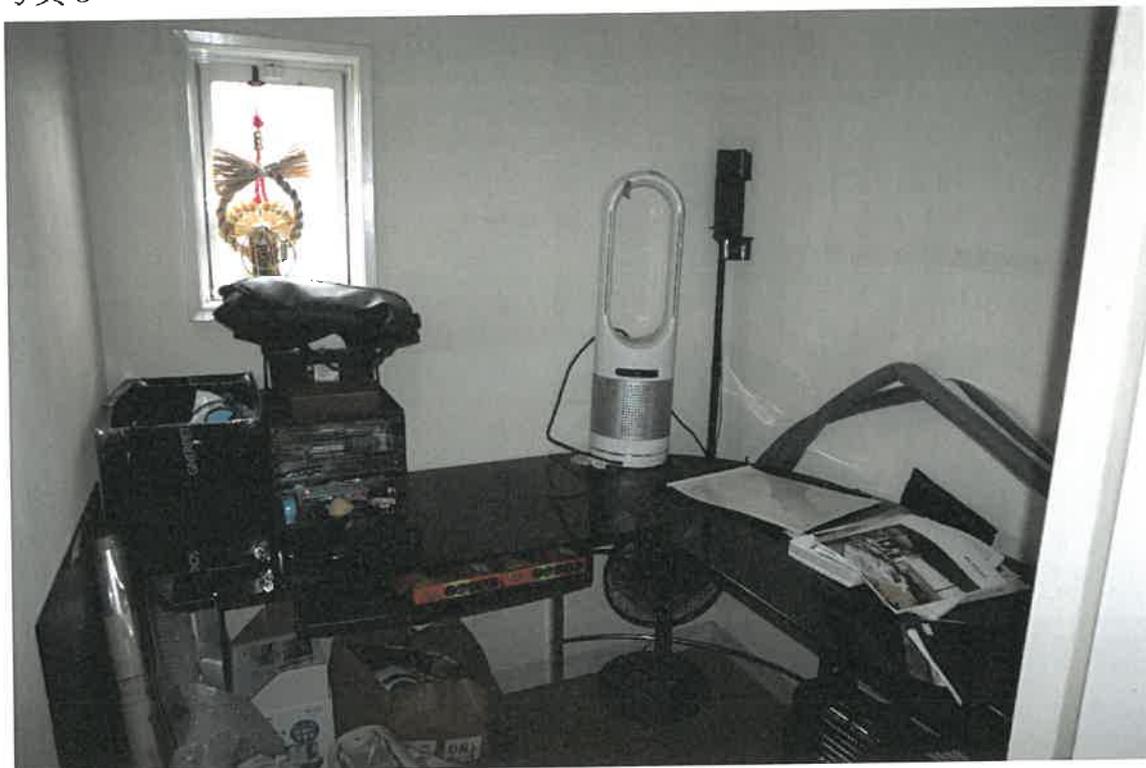


写真6

物件2建物

1階室内



写真7

物件2建物

2階室内



写真8

物件2建物

2階室内



写真9

物件2建物

2階室内

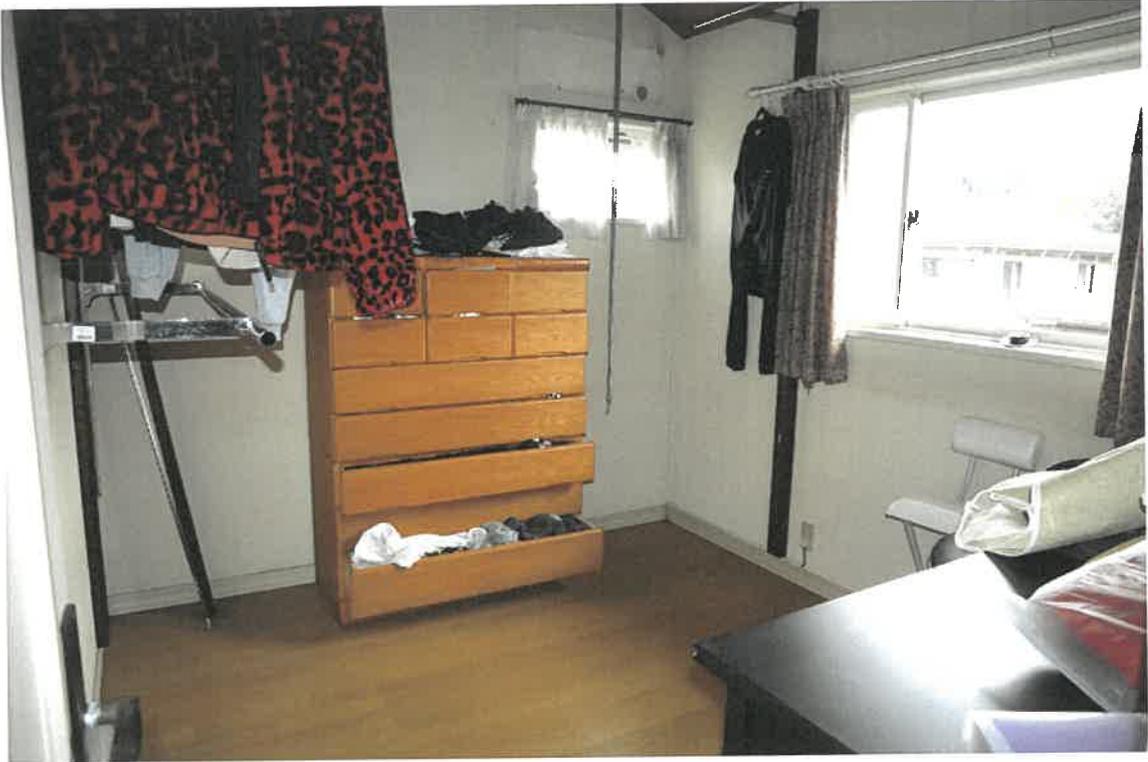


写真10

物件2建物2階南東側の洋室の壁の損傷箇所



写真1 1

物件2建物2階北西側の洋室の壁の損傷箇所



写真1 2

物件2建物2階南東側の洋室の壁の損傷箇所



令和 7 年 (ケ) 第 1 2 6 号

令和7年11月18日 現地調査

令和7年11月28日 評 価

岐阜地方裁判所 御中

評 価 書

整理番号 第0710-174G号

発行日付 令和7年11月28日

評 価 人 不動産鑑定士

山 村 寛

## 第1 評価額

一括価格	
金 3,500,000 円	
物件番号	内訳価格
物件1(土地)	金 1,230,000 円
物件2(建物)	金 2,270,000 円

- 1 一括価格は、物件[1、2]の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。なお、占有状況等については「現況調査報告書」を参照されたい。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況	
1 (土地)	所 在	可児郡御嵩町御嵩字萩田	左記に同じ	
	地 番	9 5 2 番 2 3		
	地 目	宅地		
	地 積	201.47㎡		
2 (建物)	所 在	可児郡御嵩町御嵩字萩田9 5 2 番地2 3	左記に同じ	
	家屋番号	9 5 2 番 2 3		
	種 類	居宅		
	構 造	木造・セメント瓦葺2階建		
	床面積	1階		73.08㎡
		2階		51.32㎡
		合計		124.40㎡
特記事項				
・特になし				

## 第4 目的物件の位置・環境等

### 1 土地の概況及び利用状況等 物件1 土地

位置・交通	(線名)	(駅・停名)	(方位)	(道路距離)
		名古屋鉄道 広見線	御嵩	北東
※交通施設の方位は、施設からの方角で八方位表示である。				
付近の状況	御嵩町市街地に開発された小規模戸建住宅団地 (別添「位置図」参照)			
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	非線引都市計画区域		
	用途地域	第一種住居地域		
	指定建ぺい率	60%		
	指定容積率	200%		
	防火規制	なし		
	その他の規制	土砂災害警戒区域(イエローゾーン) 宅地造成等工事規制区域		
画地条件	地積	201.47㎡		
	間口	約13m		
	奥行	約15.5m		
	形状	ほぼ長方形		
	※地積は登記簿、間口・奥行・形状は、地積測量図より計測。			
接面道路の状況	・北～西側を町道/御嵩150号線(幅員約6m)に等高～1.4m高く接面する準角地。接面状況より、間口は北側となる。			
土地の利用状況等	・物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。それ以外は庭地と駐車場である。			
供給処理施設	上水道	■あり □引込可 □なし □不明(特記事項のとおり)		
	ガス配管	■あり □引込可 □なし □不明(特記事項のとおり)		
	下水道	■あり □引込可 □なし □不明(特記事項のとおり)		
特記事項	<供給処理施設について> ・ガスは、集中プロパンガスでの供給地域。			
	<埋蔵文化財について>御嵩町教育委員会へ照会したところ、物件1土地については現在のところ埋蔵文化財は確認されていないとの回答を得た。			
	<土壌等汚染等について> 岐阜県ホームページの土壌汚染対策法に関する情報を参照したところ、現時点で目的物件は「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」に該当しない。			
	<亜炭鉱跡について>亜炭層(空洞)深度分布図(御嵩町)によると、目的物件は、対策済範囲に位置する。			

2 建物の概況及び利用状況

物件番号		物件 2 建物
建築時期及び経済的 残存耐用年数	建築時期	昭和63年10月27日
	経済的耐用年数	40年
	経過年数	約37年
	経済的残存 耐用年数	約3年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	セメント瓦葺
	外 壁	石綿フレキシブル板
	内 壁	クロス等
	天 井	合板等
	床	合板 畳 じゅうたん 等
	設 備	電気・給排水・衛生設備 等
	そ の 他	特記のとおり
床面積(現況)	現 況	124.40㎡ (1階/73.08㎡ 2階/51.32㎡)
	増改築の有無	増改築はないと料する
現況用途等	階 層	2階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	後掲「間取図」のとおり
建物の品等	総 合	普通
	使 用 資 材	普通
	施 工	普通
保守管理の状態		やや劣る
建物の利用状況		現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に建物内で犬を飼育していたようである。</li> <li>・室内の壁紙に汚損や、壁の破壊痕等が目立つ。</li> <li>・アスベスト含有建材の使用状況については、専門機関による検査を行っていないので不明である。なお、1975(昭和50)年(特定化学物質等障害予防規則の改正 石綿含有率が重量の5%を超える場合、吹き付け作業は禁止)以降、1995(平成7)年(労働安全衛生法施行令改正 石綿含有率が1%を超える場合、吹き付け作業は禁止)以前の一定の規制が定められた期間に建てられた物件であり、使用の可能性は低いが注意を有する。</li> <li>・建物の耐震診断の有無は不明である。なお、1981(昭和56)年の「新耐震基準」以降、2000(平成12)年の新耐震基準の手直し以前に建築されている。</li> <li>・建物調査は、外観及び室内の目視を前提としており、屋根裏、床下等は、未調査でありその状況は不明である。</li> </ul> <p>(※建築時点は登記簿記載の建築年次である)</p>

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件1土地

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別格差	地積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ=オ
1 土地	22,200	1.02	201.47	1.0	4,562,000

※千円未満四捨五入

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 御嵩-1

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準価格
21,100 (円/㎡)	99.1 × 100.0	100.0 × 100.9	100.0 × 93.4	= 22,200 (円/㎡)

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地等と標準画地との要因格差である。

◇地域格差：地価水準に係る要因格差である。

イ 個別格差：目的土地と標準画地との個別的要因格差である。

格差の内訳	目的土地の 格差率	備考
街路条件	1.00	
画地条件	1.02	準角地
交通接近条件	1.00	
環境条件	1.00	
行政的条件	1.00	
その他条件	1.00	
相乗積	1.02	

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮。

② 物件2建物

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物の価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ=エ
2 建物	180,000	124.40	5.7%	1,276,000

※千円未満四捨五入

ア 再調達原価：標準的な再建築費（単価）である。

イ 延床面積：登記簿記載床面積。

ウ 現価率：定率法現価率＝残価率[累乗]（経過年数/経済的耐用年数）

定額法現価率＝1-(1-残価率)×（経過年数/経済的耐用年数）

観察法減価率＝対象不動産の機能、維持管理、補修状況等を実態調査の上で判定する。

項目	物件2建物
経過年数	37年
経済的残存耐用年数	3年
償却後残価率	3.0%
定率法現価率	3.9%
定額法現価率	10.3%
平均	7.1%
観察法減価率	20.0%
採用現価率	5.7%

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権価格等を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円)
	ア(1①オ)	イ		ア×イ=ウ
1 土地	4,562,000	55%	法定地上権	2,509,000

※千円未満四捨五入

イ. 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格の控除及び加算 (円)	占有減価修正	市場性修正	競売市場修正	評価額 (円) 万円未満四捨五入
	ア(1②エ)	イ(2①ウ)	ウ	エ	オ	(ア+イ)×ウ×エ×オ
1 土地	4,562,000	-2,509,000	100%	100%	60%	1,230,000
2 建物	1,276,000	2,509,000	100%	100%	60%	2,270,000
一括価格 (合計)						3,500,000

ウ. 特に占有に基づく減価の必要性は認められない。

エ. この種の不動産の市場性（流動性・滞留期間等）を考慮した。

※土地建物一体補正：土地建物一体の市場性

100%

※用途補正：同一用途の不動産市場の市場性

100%

オ. 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

地価公示	御嵩-1
(所在地)	可児郡御嵩町中字西之門2265番2外
(価格)	21,100円/㎡
(位置)	御嵩駅 170m
(価格時点)	令和7年1月1日
(地積)	354㎡
(供給処理)	水道・下水道
(接面街路)	町道 南 5.2m
(用途指定等)	非線引都市計画区域 第1種住居地域 (建蔽率 60% 容積率 200%)
(地域の概要)	一般住宅等が多く見られる既成の住宅地域

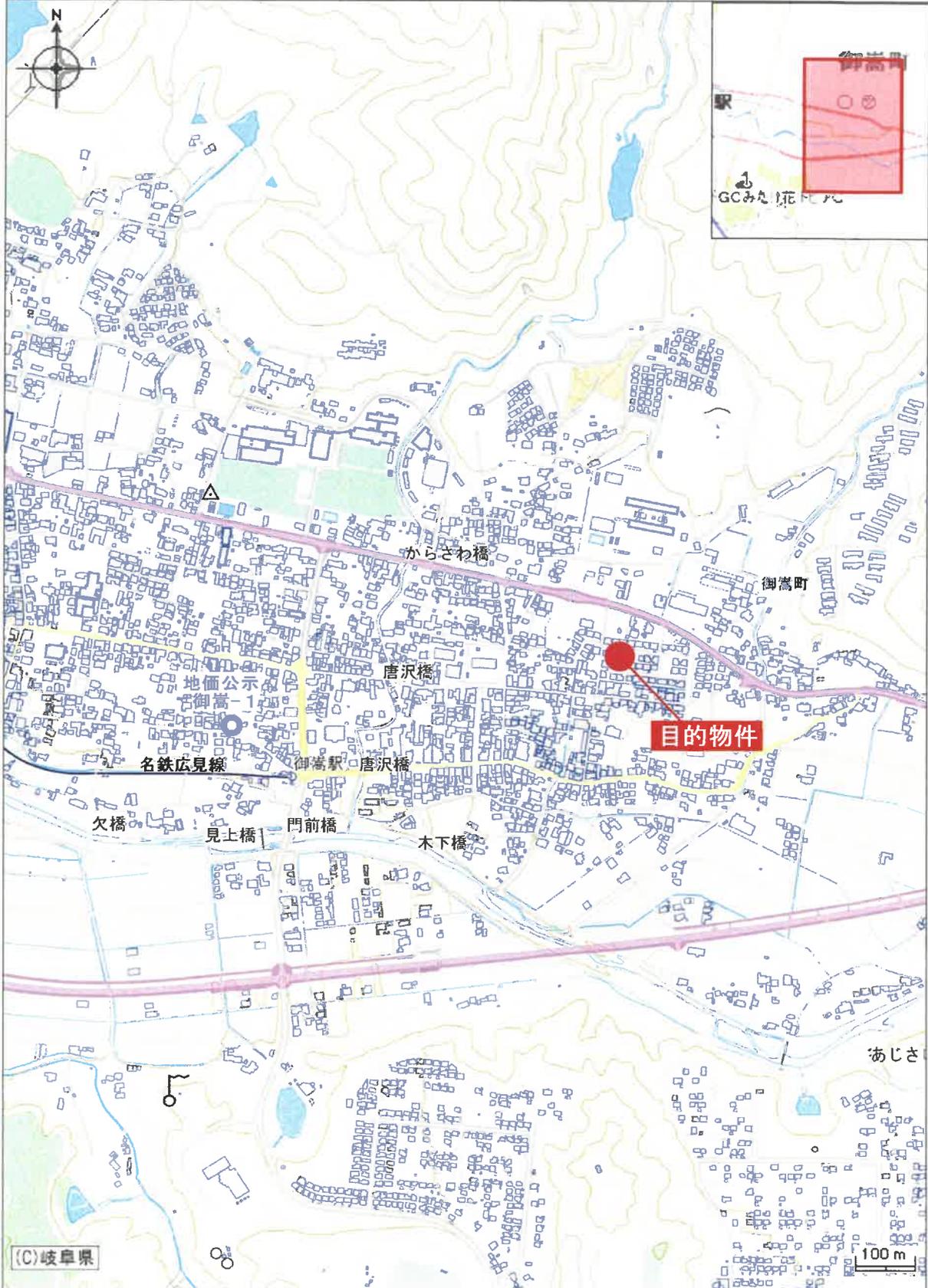
## 第7 附属資料

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写・地積測量図面写・建物図面写
- 3 土地建物位置関係図(概略)
- 4 建物間取図(概略)
- 5 現況写真
- 6 ぎふ山の危険箇所マップ
- 7 亜炭層(空洞)深度分布図

以上

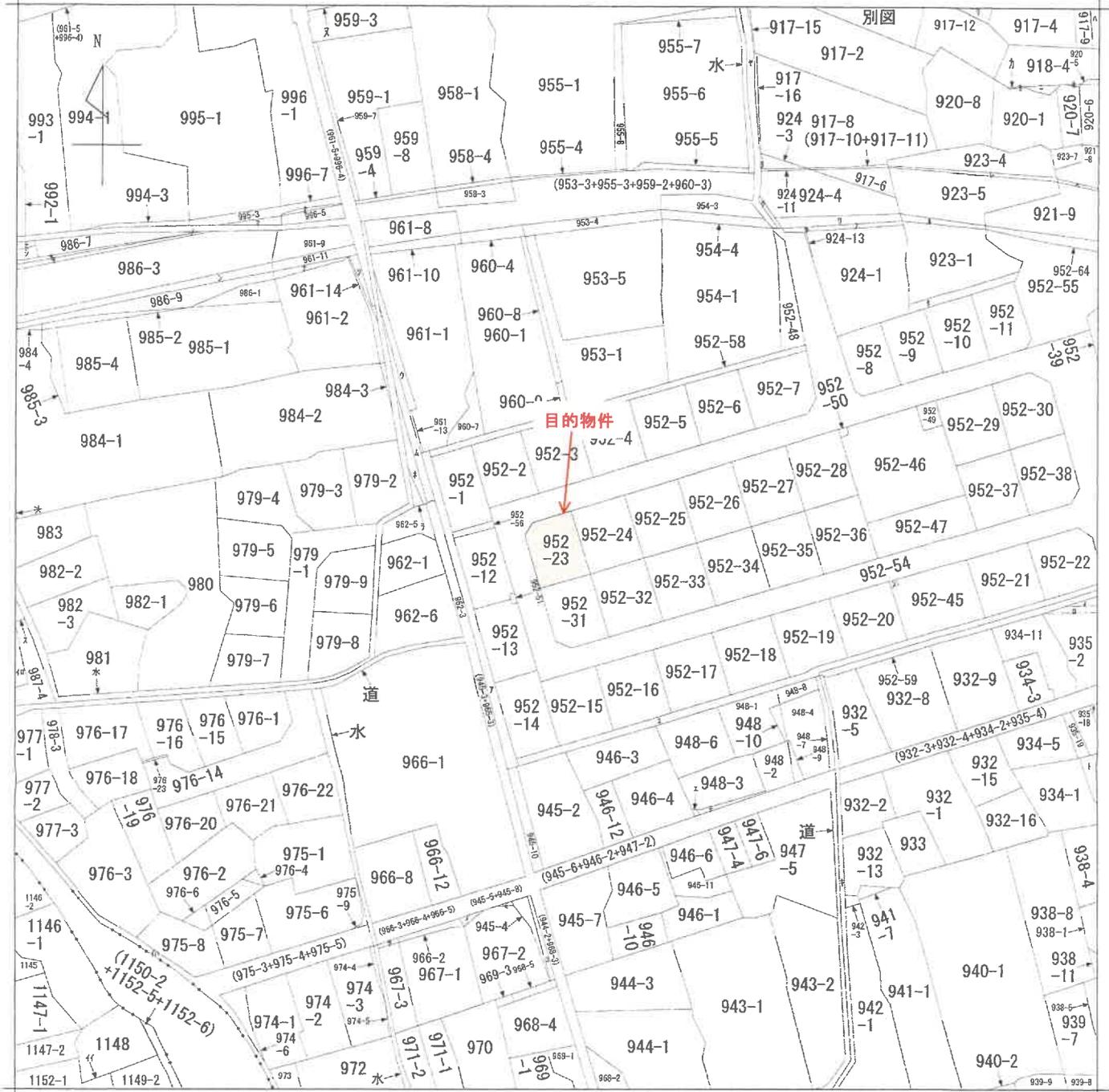
地図

中心地 可児郡御嵩町御嵩 付近

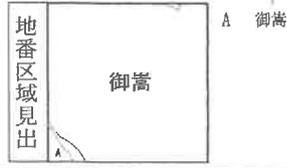


(C)岐阜県

イ 930-2    ハ 918-5    キ 918-9    ト 934-10    リ 912-16    ル 923-8  
 ロ 935-6    ニ 918-8    ヘ 921-10    チ 935-13    ス 959-5    ヲ つづく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求分	所在	可児郡御嵩町御嵩字萩田		地番	952番23		
出力縮尺	1/1000	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方務局美濃加茂支局管轄)

令和7年10月24日

岐阜地方務局

請求番号：2-1

登記官

(1/2)

**A3→A4**  
**サイズ縮小**

公用



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方事務所 測量課)

183765

1頁と同様

9/12 13-0

土地所在図  
地積測量図

地番 952-22~952-32

土地の所在 可児郡御嵩町御嵩字萩田

三斜求積表

地番	(イ) 952-22	底辺	高さ	倍面積
		19.38	9.70	187.9860
		19.38	11.63	225.3894
		14.03	2.18	30.5854
			倍面積	443.9608
			地積	221.98040
			地積	221.98 m <sup>2</sup>

物件1土地

地番	(ウ) 952-23	底辺	高さ	倍面積
		13.41	1.96	26.2836
		20.36	8.45	172.0420
		20.36	10.05	204.6180
			倍面積	402.9436
			地積	201.47180
			地積	201.47 m <sup>2</sup>

地番	(ウ) 952-24	底辺	高さ	倍面積
		20.19	9.92	200.2848
		20.19	9.93	200.4867
			倍面積	400.7715
			地積	200.38575
			地積	200.38 m <sup>2</sup>

地番	(ウ) 952-25	底辺	高さ	倍面積
		20.20	9.92	200.3840
		20.20	9.93	200.5860
			倍面積	400.9700
			地積	200.48500
			地積	200.48 m <sup>2</sup>

地番	(ウ) 952-26	底辺	高さ	倍面積
		20.21	9.93	200.6853
		20.21	9.94	200.8874
			倍面積	401.5727
			地積	200.78635
			地積	200.78 m <sup>2</sup>

地番	(ウ) 952-27	底辺	高さ	倍面積
		20.24	9.94	201.1856
		20.24	9.95	201.3880
			倍面積	402.5736
			地積	201.28680
			地積	201.28 m <sup>2</sup>

地番	(イ) 952-28	底辺	高さ	倍面積
		20.24	9.94	201.1856
		20.24	9.96	201.5904
			倍面積	402.7760
			地積	201.38800
			地積	201.38 m <sup>2</sup>

地番	(イ) 952-29	底辺	高さ	倍面積
		20.28	9.96	201.9888
		20.28	9.91	200.9748
			倍面積	402.9636
			地積	201.48180
			地積	201.48 m <sup>2</sup>

地番	(イ) 952-30	底辺	高さ	倍面積
		14.28	2.22	31.7016
		20.86	10.44	217.7784
		20.86	8.52	177.7272
			倍面積	427.2072
			地積	213.60360
			地積	213.60 m <sup>2</sup>

地番	(イ) 952-31	底辺	高さ	倍面積
		13.41	1.97	26.4177
		20.38	8.45	172.2110
		20.38	10.04	204.6152
			倍面積	403.2439
			地積	201.62195
			地積	201.62 m <sup>2</sup>

地番	(イ) 952-32	底辺	高さ	倍面積
		20.18	9.92	200.1856
		20.18	9.91	199.9838
			倍面積	400.1694
			地積	200.08470
			地積	200.08 m <sup>2</sup>

作製者

申請人

縮尺 1/

(昭和61年 2月 8日作製)

(岐阜県土地家屋調査士会用品)





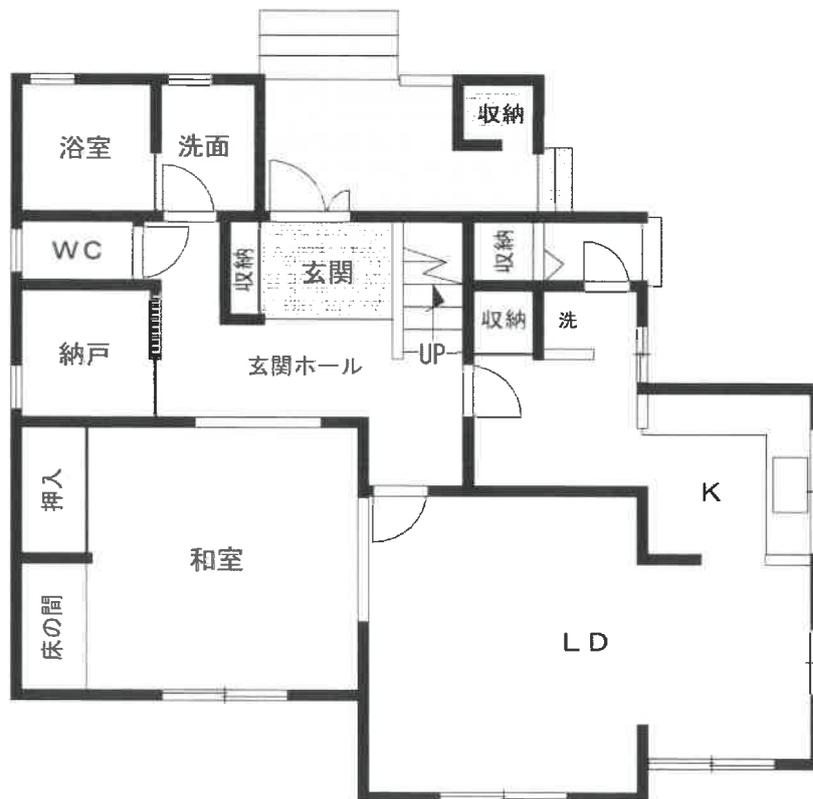
# 建物間取図(概略)

物件2建物

2階



1階



・図面と現況に相違がある場合は、現況優先です。

現況写真

写真① 北方より撮影



写真② 北西方より撮影



写真③ 南西方より撮影



写真④ 庭地を撮影



ぎふ山の危険箇所マップ

中心地 | 可児郡御高町御高 付近



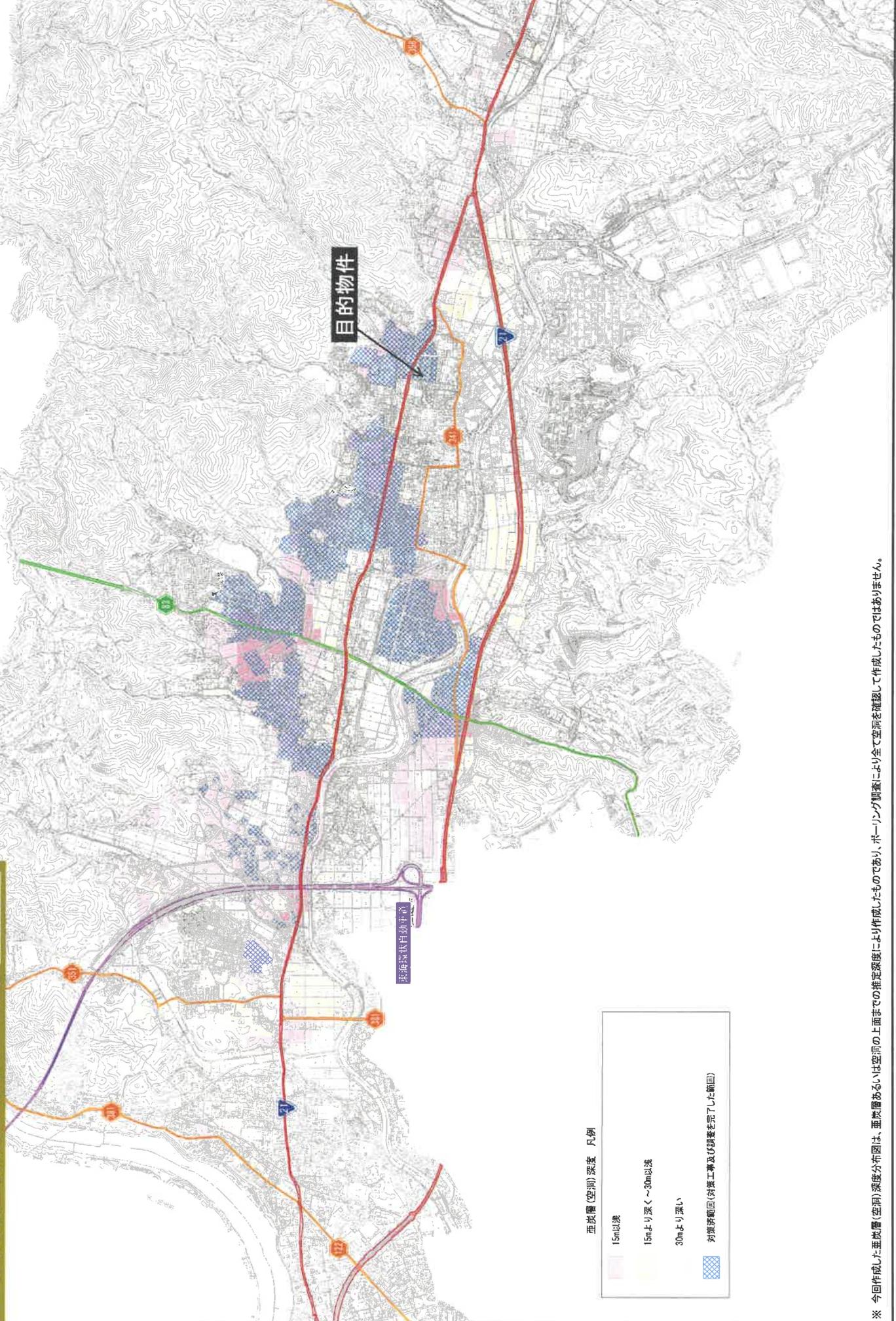
- 凡例
- 高等学校
  - 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

印刷日時:2025/11/28 14:13:09

# 亜炭層(空洞)深度分布図

問い合わせ先/  
重成郡環境対策室

令和7年3月31日時点



亜炭層(空洞)深度 凡例

- 15m以下
- 15mより深く～30m未満
- 30mより深い
- 対策期間(対策工事及び調査を完了した範囲)

※ 今回作成した亜炭層(空洞)深度分布図は、亜炭層あるいは空洞の上面までの推定深度により作成したものであり、ボーリング調査により全深度を確認して作成したものではありません。